

労働基準法施行規則別表第 1 の 2 の各号の「その他に
包括される疾病」における労災補償状況調査結果

1. 総 括 表

1表 各年度中に新規に支給決定を行った者の号別人数 (単位：人)

号 種	53～5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
2号13	26	1	0	1	3	0	0	1	32
3号5	310	19	24	28	23	9	6	15	434
4号8	393	46	* 76	34	68	52	32	51	752
6号5	824	35	27	37	59	61	37	27	1,107
9号	939	52	97	104	110	118	121	146	1,687
合 計	2,492	153	224	204	263	240	196	240	4,012

(注1) 本表の各号は、次に示すものである。

- ①2号 労基則別表第1の2第2号13 (その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病)
- ②3号 労基則別表第1の2第3号5 (その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病)
- ③4号 労基則別表第1の2第4号8 (その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病)
- ④6号 労基則別表第1の2第6号5 (その他細菌、ウィルス等の病原にさらされる業務に起因することの明らかな疾病)
- ⑤9号 労基則別表第1の2第9号 (その他業務に起因することの明らかな疾病)

(注2) 平成7年度の4号の76件は、サリンばく露による中毒の事案(32件)を含んでいる。

2. 「労基則別表第1の2第2号13」(物理的因子)に係る労災補償状況

2表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因別人数

(単位:人)

年 度	53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発 症 原 因									
1 寒冷による四肢の疾患	11								11
2 異常高温下で作業したことによる 脱水症	7							1	8
3 潜水作業による耳の疾患	7			1	1				9
4 日光による皮膚炎(水疱形成)	1								1
5 潜水作業による硝子体出血		1							1
6 低温、密室であるコンテナ内での脱 水症					1				1
7 航空機圧外傷による内耳障害					1				1
合 計	26	1	0	1	3	0	0	1	32

3. 「労基則別表第1の2第3号5」(作業態様)に係る労災補償状況

3-1表 各年度中に新規に支給決定を行った者の疾病別人数

(単位:人)

年 度		53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
疾 患 名										
1 作業態様による骨、関節の疾患 (計)		117 (57)	5 (2)	8 (4)	7 (3)	9 (4)	1	1	6 (1)	154 (71)
(1) 上肢の外顆炎又は上顆炎 (計)		62 (34)	1	6 (3)	4 (3)					73 (40)
① 組立工		10 (8)			1 (1)					11 (9)
② 溶接工		2 (2)								2 (2)
③ 研磨工		5 (1)								5 (1)
④ 大 工		2			1					3
⑤ その他		43 (23)	1	6 (3)	2 (2)					52 (28)
(2) 上肢の関節炎 (計)		28 (17)	2 (1)	1 (1)		7 (3)	1		4	43 (22)
① 組立工		6 (5)				1			3	10 (5)
② その他		22 (12)	2 (1)	1 (1)		6 (3)	1		1	33 (17)
(3) キーンバック病 (計)		27 (6)	2 (1)	1	3	2 (1)		1	2 (1)	38 (9)
① 塗装工		2								2
② 大 工		4		1	1				1	7
③ その他		21 (6)	2 (1)		2	2 (1)		1	1 (1)	29 (9)

(注) () 内の数字は女子の数

3-2表 各年度中に新規に支給決定を行った者の疾病別人数

(単位:人)

疾 患 名	年 度	53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
2 作業態様による腱、筋、神経の疾患 (計)		128 (34)	10 (4)	6	12 (3)	6 (5)			1 (1)	163 (47)
(1) 腱炎、腱鞘炎等 (計)		32 (13)	6 (2)	1	6 (2)	1				46 (17)
① 旋盤工		2	1							3
② 土 工		1								1
③ その他		29 (13)	5 (2)	1	6 (2)	1				42 (17)
(2) 筋肉痛等		11 (6)	1 (1)			2 (2)				14 (9)
(3) 神経麻痺等 (計)		85 (15)	3 (1)	5	6 (1)	3 (3)			1 (1)	103 (21)
① 検査工		3 (1)								3 (1)
② プラスチック成形工		1								1
③ 組立工		35 (4)	1	1		1 (1)				38 (5)
④ 研磨、はつり工		7 (1)								7 (1)
⑤ その他		39 (9)	2 (1)	4	6 (1)	2 (2)			1 (1)	54 (14)
3 その他の疾患 (計)		65 (31)	4 (1)	10 (6)	9 (7)	8 (5)	8 (4)	5	8 (5)	117 (59)
(1) 手根管症候群		29 (19)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	5 (4)	2 (1)		5 (3)	47 (33)
(2) 脊椎症等		14 (5)	1				2	1		18 (5)
(3) 血行障害		4								4
(4) その他		18 (7)	2	8 (4)	6 (4)	3 (1)	4 (3)	4	3 (2)	48 (21)
合 計		310 (122)	19 (7)	24 (10)	28 (13)	23 (14)	9 (4)	6	15 (7)	434 (177)

(注) () 内の数字は女子の数

4. 「労基則別表第1の2第4号8」(化学物質等)に係る労災補償状況

4-1表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

発症原因及び疾病名	年 度	53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
1 単体又は化合物 (小計)		122	17	42	8	23	22	8	21	263
(1) オキシ塩化リンによる急性薬物中毒		1		1			1		1	4
(2) オキシ塩化リンによる鼻炎等				1						1
(3) 石灰による薬傷		4								4
(4) ソーダ灰による薬傷								1		1
(5) オゾンによる気管支喘息		1								1
(6) 過酸化水素による薬傷		3						1		4
(7) 硫化バリウムによる両角膜腐食		1								1
(8) 次亜塩素酸ナトリウムによる皮膚炎		6				2	1	1		10
(9) 次亜塩素酸ナトリウムによる急性中毒		1		1	1	2	2			7
(10) 次亜塩素酸ナトリウムによる肺水腫又は肺炎				1	1					2
(11) 次亜塩素酸ナトリウムによる角膜びらん		1					1			2
(12) 次亜塩素酸ナトリウムによる気管支炎		1								1
(13) 亜硫酸ナトリウムによる皮膚炎		1								1
(14) 塩素酸ナトリウムによる両角膜腐食		1			1					2
(15) 塩化アルミニウムによる両眼薬傷				1						1
(16) アセチレン及び酸素ガスによる肺炎		2	1							3
(17) アセチレン及び酸素ガスによる肺水腫		5								5
(18) アセチレン及び酸素ガスによる中毒(呼吸困難等)		1								1
(19) 硫化ナトリウムによる角膜腐食		1								1
(20) スズによる接触性皮膚炎		1								1
(21) 金属ナトリウムによる化学熱傷		1						1		2
(22) 亜鉛溶液による化学熱傷		1								1

4-2表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

年 度		53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因及び疾病名										
(23)	二酸化塩素による気管支炎、気管支喘息	1			1			1	2	5
(24)	窒素酸化物吸入によるサイロフィラー病	1	3							4
(25)	窒素酸化物吸入による中毒	2								2
(26)	重リン酸アルミニウムの反応途中のリン酸塩による薬品熱傷	1								1
(27)	ブタンガス中毒	1					1			2
(28)	ケテンガスによる中毒	1								1
(29)	メタノールによる接触性皮膚炎	1								1
(30)	メタノールによる爪甲剥離	1								1
(31)	エタノールによる湿疹、紅皮症、接触性皮膚炎	1								1
(32)	エタノールによる急性鼻咽頭炎							1		1
(33)	アリルアルコールによる薬傷	1								1
(34)	イソプロピルアルコールによる薬物アレルギー	1				1				2
(35)	蟻酸による接触性皮膚炎	1								1
(36)	酢酸による化学熱傷	8					1			9
(37)	酢酸による角膜炎		1							1
(38)	珪酸メチルによる角膜腐食	1								1
(39)	亜硝酸メチル中毒						1			1
(40)	亜硝酸ガスによる中毒	1								1
(41)	塩化メチレン中毒	1								1
(42)	塩化メチレンによる薬傷			1						1
(43)	塩化シアヌルによる気道薬傷		1							1
(44)	メチルエチルケトンによる中毒	2								2

4-3表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

年 度		53～5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因及び疾病名										
(45)	メチルエチルケトンによる皮膚炎	1								1
(46)	フロンガスによる肝障害	1			1	2	2	1		7
(47)	六弗化セレンによる肺炎	1								1
(48)	アセトニトリルによる中毒							1		1
(49)	ジシクロヘキシルカルボジアミドによる角膜浸潤	1								1
(50)	パラアニシジンによるメトヘモグロビン血症	2								2
(51)	トリクロロメチルクロロホルムによる中毒（急性肺水腫）	1								1
(52)	N- フェニルマレイミドによる葉傷（熱傷）	1								1
(53)	パラクロールアニリンによるメトヘモグロビン血症	1	1			3				5
(54)	5- ニトロ- 2- メチルアニリンによる肝障害						5			5
(55)	アクリル酸エチルエステルによる接触性皮膚炎	1								1
(56)	トリフェニルスズフタレートによる化学熱傷	1								1
(57)	オルトクロルニトロベンゼンによる急性メトヘモグロビン血症	1					1			2
(58)	p-ニトロベンゾニトリルによる中毒	1								1
(59)	セブチルジメチルクロルシランによる中耳炎	1								1
(60)	2, 2-ジブromo-2- ニトロエタノールによる化学熱傷、皮膚壊死	1								1
(61)	4-クロロ-2- アミノフェノールによる接触性皮膚炎	1								1
(62)	トリメトキシシランによる角膜びらん		2			1				3
(63)	フェニルヒドラジン中毒	1								1
(64)	パラニトロトルエンによるメトヘモグロビン血症	1								1
(65)	トルヒドロキノンによる中毒性表皮壊死傷	1								1
(66)	ヘキサメチレンジアミンによるアルカリ腐蝕		1							1
(67)	N・N-ジシクロヘキシルカルボジイミドによる皮膚炎	1								1

4-4表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

年 度		53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因及び疾病名										
(68)	モノクロルアセトアルデヒド(MCAD)による化学熱傷			1						1
(69)	フォッグソルベント(炭化水素)の誤燕性肺炎		1							1
(70)	メチレンビスチオシアネートによる葉傷		1							1
(71)	2-クロロ-4,6-ジメトキシ-1,3,5-トリアジン(CDMT)による接触性皮膚炎、中毒疹等		3							3
(72)	プロピオン酸ジョサマイシンによる接触性皮膚炎		1							1
(73)	ニッケル液(汗腺)による接触皮膚炎			1						1
(74)	Sマイト水溶液(アフリ)による両眼化学傷			1						1
(75)	ケイフッ素酸溶液(電解液)による皮膚粘膜障害			1						1
(76)	サリンによる中毒			32						32
(77)	PXCL2(a,a'-ジクロロパラキシレン)による炎症					1				1
(78)	I ₁ N ₁ T ₂ による接触性皮膚炎					1				1
(79)	3,4-オルトトリレンジアミンによる中毒疹					1				1
(80)	その他	43	1		3	9	6		18	80

4-5表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

年 度	53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因と疾病名									
2 混合物及びその他 (小計)	272	29	34	26	43	31	24	30	489
(1) 理美容師のシャンプー、洗剤等の使用による接触性皮膚炎	30		5	3	5	2			45
(2) 理美容師のコールドパーマ液の使用による接触性皮膚炎	26	6		1	4	3	3	3	46
(3) 洗剤、洗浄剤、洗浄液による湿疹、接触性皮膚炎、薬物中毒	63	5	9	5	6	4	1	11	104
(4) トイレ洗浄用薬品による気管支炎、咽喉炎、結膜炎	1	1						1	3
(5) 洗浄液による皮膚壊死		1							1
(6) 洗浄液による両眼アルカリ腐蝕		1							1
(7) 洗剤による角膜化学傷、角膜潰瘍	1					2			3
(8) 洗剤による掌角化症	1								1
(9) ゴム金型洗浄剤(アルカノールアミン、特殊カルボン酸塩)による両手潰瘍	1								1
(10) 漂白剤による接触性皮膚炎	5				1				6
(11) シミぬき溶剤による気管支炎	1								1
(12) シミ取り液による化学熱傷			1						1
(13) 防かび剤による皮膚障害	1		2		1				4
(14) 防霉剤(クレオソート油)による中毒	1								1
(15) 害虫駆除剤による中毒、皮膚炎	6						1	1	8
(16) 防虫剤による接触性皮膚炎	5								5
(17) 白アリ駆除剤(クロルピリホス)による(有機リン)中毒	3								3
(18) 白アリ駆除剤(クロルピリホス)による肝障害	1								1
(19) 白アリ駆除剤による皮膚炎、神経障害	3	1					1		5
(20) 接着剤(難アクリル、アクリル系、ロクソ付着)及び硬化促進剤による湿疹・接触皮膚炎	6		1		1		5		13

4-6表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

年 度		53～5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因と疾病名										
(21)接着剤（アセト、アクリル）による熱傷			1							1
(22)錆止め剤（アンチラスト）によるアレルギー性皮膚炎		1								1
(23)中和防錆剤（ジヤスコM-195）による接触性皮膚炎		1								1
(24)防錆剤（ベンゾチアゾール系、チオシアネート系薬剤混合剤）による中毒疹、湿疹		1								1
(25)錆止め塗料による中毒（呼吸困難、頭痛等）		1								1
(26)排ガス（トリクロロSトリアジン）吸入による細気管支炎		1								1
(27)都市ガスによるガス中毒		4		1	1	1				7
(28)アルゴン炭酸ガス、ヒューム吸入による肺水腫		1								1
(29)除草剤（5%トリフルオロ）によるびまん性間質性肺炎		1								1
(30)農薬（EDM、デナボン、グリーンエムダイファア）による中毒		1		1						2
(31)農薬による気道炎、胃炎		1								1
(32)農薬（キャプタン）による気管支炎		1								1
(33)農薬（トリアジン）による皮膚炎		5								5
(34)農薬（エメロン水和剤）アドマイア・ランネードによる中毒		1				1				2
(35)農薬（チューラム剤）による皮膚炎		1								1
(36)農薬（トルビラン液）による両眼角膜薬傷		1								1
(37)農薬（石灰硫黄合剤）による接触性皮膚炎		1								1
(38)農薬（TPN）による皮膚炎							1			1
(39)農薬（カーバマナトリウム塩液剤）による化学熱傷							1			1
(40)農薬（DD）による化学熱傷							1			1
(41)農薬による化学熱傷		1				1				2

4-7表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

年 度		53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因と疾病名										
(42)肥料による化学熱傷		2					1			3
(43)医薬品・化粧品による接触性皮膚炎		2	1				1	2	1	7
(44)コンクリート静的破砕剤による両角膜腐蝕		1								1
(45)コンクリート粉じんの吸引による皮膚炎		1								1
(46)清缶剤(キレートB15L)による薬傷		1								1
(47)機械加工用水溶性切削剤(EC60)による皮膚炎		1								1
(48)切削油(エシロケボンセティック#830)による化膿創				1						1
(49)研削切削液による皮膚炎							1			1
(50)助燃剤による火傷及び角膜腐蝕		1								1
(51)テベント液による接触性皮膚炎		1								1
(52)カシウ液による皮膚炎		1								1
(53)剥離剤による薬傷		4	1							5
(54)エポキシ樹脂による気管支炎		1								1
(55)ポリエステル配合剤による接触性皮膚炎		1								1
(56)にルフェノール、ジにルフェノール、フェノールの混合液による化学傷		1								1
(57)ケン酸、リン酸、酒石酸ナトリウム混合液による接触性皮膚炎		1								1
(58)ジアクリレート系物質による接触性皮膚炎		1								1
(59)フウイムコントロール剤(パルプ原料に含有)による薬傷		1								1
(60)酢酸ビニル樹脂による湿疹様皮膚炎		1								1
(61)トリリン酸、無水ナトリウム、炭酸ナトリウムによる皮膚炎		1								1
(62)溶剤(リゾ、銀ペースト、酢酸エチル他)による接触性皮膚炎		1								1
(63)薬液(珪酸ソーダー、LCグラフト)他による薬傷(熱傷)		2								2
(64)地盤注入(凝固剤)水ガラス系(珪酸ナトリウム)による接触性皮膚炎、皮膚炎後感染症		1								1

4-8表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

年 度	53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因と疾病名									
(65)消火器充填剤(粉末)による肺炎・咽喉頭炎・気管炎	1				1				2
(66)消化器剤の吸入による咽頭浮腫	1								1
(67)ガソリンによる咽頭喉頭炎、気管支炎、細気支炎、肺炎	2								2
(68)軽油の誤飲による腎機能障害	1								1
(69)亜鉛メッキ板等溶接時有害蒸気による気管支肺炎(気管支粘膜の障害)	1	1			4				6
(70)金属ヒューム(酸化鉄、鉄等)による気管支喘息			1						1
(71)タンク内溶接作業による間質性肺炎					1				1
(72)ゴム手袋による接触性皮膚炎	1		1	1		1	1		5
(73)原酒による両角膜腐蝕			1						1
(74)アルコール(酒粕)による急性中毒	1								1
(75)消毒液(ヒビデン、オスバン、アルコール等)による皮膚炎	3	1	1					3	8
(76)電解ニッケル室に発生した煙による化学性肺臓炎(両肺)	1								1
(77)はんだ付け作業による薬疹、気管支炎	1								1
(78)顔料、インクによる接触性皮膚炎	1					1	1		3
(79)白木の漂白剤(亜塩素酸ナトリウム含有)による中毒、咽頭炎等	2								2
(80)塗料による有機溶剤中毒	1		1	1		1		1	5
(81)塗料による接触性皮膚炎		1				2			3
(82)塗装剤(キシラジュール)による角膜腐蝕	1								1
(83)ラッカーシンナーによる有機溶剤中毒、接触性皮膚炎	1	1		1	3	1			7
(84)溶剤(メチルセロソール、イソブチルアルコール等)による中毒、接触性皮膚炎等	1	1		2	1		2	3	10
(85)シャキットスプレー(アクリル樹脂アクリルアミン液)の誤吸入による気管支炎	1								1

4-9表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位:人)

年 度	53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因と疾病名									
(86)水硫化ソーダ、硫化ソーダ、石灰により発生したガスによる中毒	1								1
(87)銅管接着用フラックスによる接触性皮膚炎		1							1
(88)マッサージオイルによる接触性皮膚炎		1		1			1		3
(89)ドロマイトプラスターによる接触性皮膚炎		1							1
(90)アルカリ系製品(アーミン)による接触性皮膚炎		1							1
(91)わら、飼料等による枯草熱好酸球増多症			1						1
(92)原皮処理用薬品による成人呼吸促進症候群			1						1
(93)粉塵(ピクリンドライソフ、叔シソドライソフ等)による接触性皮膚炎			1						1
(94)カビ・牧草の粉じんによる間質性肺炎					1				1
(95)解体時の粉じんによる気管炎					1				1
(96)防凍剤(亜硝酸ナトリウム)による薬物中毒					2				2
(97)発煙筒の煙(六塩化エタン、亜鉛華、亜鉛粉)による薬剤性肝障害					1				1
(98)ポリ合板焼却時に発生したガス煙による急性甲状腺炎、喉頭腫瘍					1				1
(99)潤滑油による気管支炎					1				1
(100) 防水スプレーによる気管支炎							1		1
(101) 乾燥剤による皮膚炎							2		2
(102) その他	44	2	5	10	5	8	3	6	83
合 計	394	46	76	34	66	53	32	51	752

5. 「労基則別表第1の2第6号5」（細菌、ウイルス等）に係る労災補償状況

5表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因及び疾病別人数

(単位：人)

年 度	53～5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因と疾病名									
1 海外出張等 (小計)	294	14	21	11	16	8	13	7	384
(1)ウイルス肝炎	171	4	8	4	4	4	3		198
(2)パラチフス、腸チフス、マラリア	52	6	6	3	4	1	5	3	80
(3)赤痢	46	3	4	3	5	1	2	1	65
(4)コレラ	5	1	1		1				8
(5)その他	20		2	1	2	2	3	3	33
2 給食等 (小計)	479 (30)	15 (4)	2 (2)	17 (2)	35 (3)	40 (4)	17 (4)	1 (1)	606 (50)
(1)食中毒	479 (30)	15 (4)	2 (2)	17 (2)	35 (3)	40 (4)	17 (4)	1 (1)	605 (50)
(2)赤痢									
3 その他 (小計)	51	6	4	9	8	13	7	19	117
(1)風疹、麻疹	47				1				48
(2)水痘症					1		2	1	4
(3)ウイルス肝炎		2	1	1	1	1		1	7
(4)疥癬		4	2	3	2	5	1	9	26
(4)その他	4		1	5	3	7	4	8	32
合 計	824	35	27	37	59	61	37	27	1107

(注1) 下段()内は件数。

(注2) 平成12年度の「3 その他 (4)その他」の8件の内訳は、以下のとおりである。

- ① 肺結核で入院した取引先の所長を職務として見舞いした際感染した肺結核。
- ② 保育士に感染した伝染性紅斑。
- ③ 酪農作業で好温性放線菌の胞子を吸引し感染した農夫肺。
- ④ 酪農作業で牧草のカビを吸引し感染した過敏性肺臓炎。
- ⑤ 調理の味見をした際、細菌（アニサキス）により食中毒となった。
- ⑥ 旅客サービス員が結核患者を隔離するため引率した際感染した結核。
- ⑦ 清掃業で多量の鳩の糞を吸引したことによる肺クリプトコッカス症。
- ⑧ 肥料倉庫で掃除によりリケッチア（ダニ）感染症となった。

6. 「労基則別表第1の2第9号」(その他業務に起因することの明らかな疾病)に係る労災補償状況

6表 各年度中に新規に支給決定を行った者の発症原因と疾病別人数

(単位:人)

年 度	53~5	6	7	8	9	10	11	12	総 計
発症原因と疾病名									
1 化学物質によらない皮膚炎	3								3
2 大声を出したことによる 声帯ポリープ、急性声帯炎等	7			1			1	1	10
3 著しい疲労による網膜剥離	1								1
4 恐怖による流産	1								1
5 死亡災害発生ショックによる 不安神経症	1								1
6 精神的、肉体的疲労による 十二指腸潰瘍	1								1
7 父親が土砂に埋まり、救助作業中 の過換気症候群、熱疲労	1								1
8 給食配達中の過換気症候群	1								1
9 抗マラリア剤服用による薬剤性肝 障害	1								1
10 下肢静脈瘤						1			1
11 精神障害	5			1	2	3	14	36	61
12 じん肺症に合併した肺がん	301	20	21	20	35	24	25	24	470
13 過重負荷による脳血管疾患	364	23	43	49	46	47	49	48	669
14 過重負荷による虚血性心疾患	194	9	33	29	27	43	32	37	404
15 その他	58			4					62
合 計	939	52	97	104	110	118	121	146	1,687

(注) 平成8年度の「その他」の内訳は、以下のとおりである。

- ① 過敏性肺臓炎(農夫肺。枯草、穀粉、まぐさ等の粉塵吸入後に発症する、主として農夫にみられる職業性肺疾患。)を発症した事例(3件)。
- ② 鉄粉のばく露による肺血鉄症(「ヘモジデローシス」)を発症した事例(1件)。